

第265回鳥取県内水面漁場管理委員会

- 1 日 時 平成28年5月17日（火） 午後2時00分から
- 2 場 所 倉吉市上井公民館 第4会議室
所在地：鳥取県倉吉市大平町360-1
- 3 出席者 委 員：足立委員、小林功委員、小谷委員〔会長〕、川原委員、
水谷委員、桐原委員、番原委員
事務局：平野事務局長、氏次長、田嶋書記
鳥取県：小畑水産振興局長、水産課 渡辺漁業調整担当係長、難波漁業調整担当
係長
鳥取県栽培漁業センター養殖・漁場環境室 福井室長、野々村研究員
- 4 傍聴者 なし
- 5 議 事
 - (1) あゆの採捕禁止（加勢田川、勝田川）に関する指示について（協議事項）
 - (2) 千代川大口堰周辺区域における水産動物の採捕禁止に係る指示について（協議事項）
 - (3) 内水面漁業指導員による、取締活動状況について（報告事項）
- 6 その他
 - (1) 天然遡上あゆ減少要因調査について（報告事項）

<議事経過及び結果について>

事務局長による開会の宣言、会長による挨拶の後、会長が議事録署名人として番原委員、川原委員を指名した後、議事に入った。

議事

(1) あゆの採捕禁止（加勢田川、勝田川）に関する指示について（協議事項）について、水産課から資料1に基づき説明が行われた。

〔小谷会長〕

はい。例年出ているものようですが、御意見等ございましたら、いいですか。よろしいでしょうか。

では、資料-1に示してある案のとおりに指示をするということにしたいと思います。よろしくお願いします。

（２）千代川大口堰周辺区域における水産動物の採捕禁止に係る指示について（協議事項）について、水産課から資料２に基づき説明が行われた。

〔平野事務局長〕

渡辺のほうから水産庁への届け出ややりとりの話がありましたけれども、水産庁のほうの言い分は、もともとの内水面、河川での水産物の採捕というのは、誰でも自由に、昔はですね、やっていたと。それを規則によって禁止を設けて、その禁止については罰則がついてくることです。まさに前科がつく罰則でして、そういった前科がつけるような罰則というものをやろうと思えば、やはり県ではなくて国のほうで統一したルールのもとで運用しないと、それはできないというのが結論ということだったようです。参考までに。

〔小谷会長〕

なるほどね。罰則が県によってばらばらとか、そういうようなことではいけないということなのでしょうね。

〔平野事務局長〕

はい。

〔小谷会長〕

はい。そういうあたりもお話がありましたけども、この指示についていかがでしょうか、この件について。はい、どうぞ。

〔小林委員〕

今のお話で、そういう方向だということで、こう理解いたしました。しかし、これは長年の懸案事項で、毎年のように指示をお願いして、何とかこの管理委員会で知事承認をしていただいて、禁止エリアを確保しておるということでございますから、毎年このような形でなく、ある程度本来であれば、国だといいますけど、ある程度のものは、ある程度県知事に権限移譲をやられた中で管理していただかないと。県をまたがった川においては国の権限だと。それぞれの県の中だけ流れている川においては、県知事の権限でその裁量というものを与えるということが、私は基本ではないかと、感じております。いかがなものでしょうか。

〔小畑局長〕

小林委員がおっしゃるとおりの理屈で国に対しても権限移譲のほうをお願いしております。結果としては、さっき平野事務局長の言ったように、罰則の公平性とか、そういったことの観点で、権限移譲はできないことになったところです。結局、その関係で申請をしたのが、去年のちょうどもう少し、6月ぐらいだったと思いますが、申請したために、実はこの審議が全然ストップさ

せられまして、規則改正について。だから半年以上、実質的な審議を水産庁にさせていただけなかったというのがあって、どうしても、ことし間に合わなかったということがあります。確かに、じくじたる思いはありますが、一応国のほうも、水産庁だけではなくて、内閣府という公平な立場の省庁も含めたところで審議して、そういった道を推すようになっておりますので、確かにちょっと腑に落ちにくいところはあるのですが、これをもう1回出しても、多分、今は同じことだと思いますので、そうはいつでも、国のほうも先ほど渡辺が言いましたように、もう少し事務の簡素化や迅速化であるとか簡素化、あるいは具体的な仕組みにするとか、そういったことで、都道府県の立場に立った事務手続はしていただくというふうにそこら辺は出ておりますので、来年までに、こういった指示は、ある程度きちっと調整規則というのができるように、これからどんどん進めていきたいと思っておりますので、今回については何とか御理解を、規約があるもので。

〔小林委員〕

よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔平野事務局長〕

局長の言つたとおりでございます。

〔小谷会長〕

そのほかいかがですか。はい、どうぞ。

〔番原委員〕

基本的な質問ですが、保護区について。あれは、何か特別繁殖地とかそういうことなんですか。どのような定めで。

〔小林委員〕

ここがちょうど大口堰ということで農業用水路の堰なのです。それで、現在、県のほうにお願いをし、魚道の整備をやっていただくということでかなり解消できますけれども、この辺がアユだまりになるのです。そうしますと、そこで採捕や投網だとか、いろいろ4月以降やられますと、本来であれば、若桜であるとか智頭まで、以前は遡上しとったアユが、せいぜい河原、用瀬まで上がれば、あるいは八東の堰のあたりまでしか上がらないというのが現状です。ですから、3年ほど前に1度、くみ上げをやってはいかがなものかということでも検討したところですが、その検討したときに、雨が降ってくれまして、増水で、まあまあかなりのものが遡上してくれたというのが実態でございます。ですから、もう雨が少なくて水量が水田等々に水をとられて、なってくると、もうそこにアユだまりありますから、皆たまって、そこを何とか禁止区域にしていたかんと、採捕のですな、ほとんどそこで壊滅状況になってしまうということがございますから、そういうことで、お願いを申し上げると。長年です、この指示は。もう10年以上ですわな。私が知ってからも、ずっと毎年指示をお願いしていただいていたので対応ということでございますから、

押しなべてお願いしたいと思います。

〔平野事務局長〕

小林委員が言われたとおりですが、千代・天神・日野、3河川ともですね、新たに人工工作物、堰堤ができた場合には、その下流部分というのは、どうしても魚がたまりやすいということで、その場所を自由に獲っていいということになってしまうと、川の魚が一気にいなくなってくるという心配があります。この内水面の規則ができた段階から、主要な堰堤については禁止区域、保護区域という位置づけになっているというところでございます。

〔川原委員〕

すみません、いいですか。

〔小谷会長〕

はい、どうぞ。

〔川原委員〕

先ほど、事務方のほうから説明があつて、ちょっと納得したのですが、昨年度、この指示を出さなくてもいいように、水産庁のほうに資料を整えて提出しますというお話があつて、それなのに、どうしてこのようになったのかなつてちょっと思つて来たところですが、先ほどの説明でそれは納得しましたが、もしかしたら、一生懸命手続のための資料準備をしていらっしゃるということですが、本年度も、そういう風に資料を整えて出すけれども、時間的にまたまた、なかなか間に合わないかもしれないというような可能性もあるわけですよ。

〔平野事務局長〕

ちなみに先日、新たな協議を開始したところです。担当者のほうが行つて、水産庁のほうで開始したところで。それは海面だけか。内水面のほうは、まだこれからだそうです。

〔小畑局長〕

ただ、先ほど説明しましたように、国のほうも事務の簡素化とか迅速化を図るという約束が当時ありましたし、具体的に、今までどういった資料を持っていけばいいのか、正直よくわからなくて、持っていった資料が、いい悪いという話で、何かやりとりあつたのですが、この1月に説明会を国のほうが開いていただいて、こういったものも準備してくれば比較的簡単にできます。そのようなひな形のようなものを示していただきました。そういったことで、1年もかからずそれはできると思つていますので、来年はぜひともつて、何か言つてしまうと怖いような気もしますが。

〔川原委員〕

そうですね。準備されるほうは、なかなか大変だなんてと思いますが、できたら、今年度中にできればいいなと思います。

〔小谷会長〕

はい。足立さん、いいですか。そのほかいかがですか。それでは、長年の課題としてずっと続いてきておりますけども、多少、多少って言ったらいけんかな、光が見え始めとるような状況もあるようですので、ことしは、この指示で行くということでもよろしいでしょうか。はい。ではそういうことで、終わりたいと思います。

〔3〕内水面漁業指導員による、取締活動状況について（報告事項）について、水産課から資料3に基づき説明が行われた。

〔小谷会長〕

はい。我々もなかなか見ることがないというか、聞いたことがない形で御報告をいただいて非常にありがたいなと思いますけども、漁業指導員の職務であったり、活動の状況であったりというような点について、報告、説明をしていただきました。何か皆さんのほうから御質問等、もしあれば。はい、どうぞ。

〔桐原委員〕

桐原です。先ほどの4ページ目のスズキの潮止めのすぐ横でルアーを禁止区域に投げたとか、事例の件につきまして、現場では、看板は設置してあるのですね、ここは禁止地区ですって。

〔渡辺係長〕

看板が立ってまして、その隣で、ぎりぎりのところで竿をやっています。そういう方が結構多くて。

〔桐原委員〕

その看板の文言の中に、このラインからこちら側はルアーが入ってはだめです的な簡易な説明を今後挿入するとか、そういうふうな動きというのはどうなのでしょう。

〔渡辺係長〕

大きな看板がちょっとぎりぎり、際にはありませんが、真ん中ぐらいに立ってございまして、そこにはきちっと、ここからここまでは禁止ですよ、この期間は禁止ですよっていうのが書いてありますが、多分、気づいていらっしゃるとは思うのですが、そういう方っていうのは。

〔桐原委員〕

禁止だとわかっていて釣りをしておられる。

〔渡辺係長〕

確信犯ですか。

〔小林委員〕

よろしいかな。

〔小谷会長〕

はい、どうぞ。

〔小林委員〕

今の話ですが、県の方をお願いをしている禁止区域の明確化ということですね。それで看板をやってあります。ところが近ごろ、アシが生えてくるでしょうが。アシの背が高いものですから看板見えないようになる、対岸のほうはね。ですから、これを看板についても検討をお願いしたいということは、以前も申し上げたことございます。それから、看板のところもちょうど今お話があった境界線、堰から50メートルですよというところの、境界線のところに、注意勧告の黄色いマーカーか、ペンキか何かで、やっていただくということをお願いしているところですが、その姿が見えません。何年たっても、県の方に。今日は途中見なかったけど、このことは以前から私どもも禁止、遊漁禁止、禁止エリアのところを見て回ったり、中には投網を中でやったり、堰の岸から。やはりそのあたり、捕まえようかと思えば、川が広いもので向こう側に回ると、今度はその間に反対側から逃げてしまうとかいうようなこともあって、警察にということ、あとを主要県警の中で対応するよということであるわけですけども、それを明確にさせていただける環境をつくれなものですかな、やるという言うことは聞いておりますけれども。千代川を例にとりますと、各支部がでございます。支部の方の禁止区域においては、きちっと県の方がここですよと、ここが境界ですよということを明確にさせていただきましたら、そこに幅の5センチか10センチ程度のペンキをずっと護岸に。県の占有料を取られたらいけませんで、おたくの禁止、あれでございますから。ちょっとしたことがあれば、もう県が、土木のほうは占有料だと言って、取りますよね、1,000円か1,500円、何の看板でも。だけど、やはり用途によっては、占有料取るべきものでないものまでも取られる場合もあるようですわな、状況見ると。そのあたりの線引きも、ひとつお願い申し上げたいと思うし。それで、そこの禁止区域の線引きを、早急に我々のほうと出て、業者頼まれなくても、業者頼むと1つするのに何万円もかかるやつを、材料代だけでもやれるわけですから。ですから、これを境界ですよという指示をしていただいたら、それをできますのでね。そのことをお願い申し上げたいなど。そうしませんと、今ルアーでやるという人がいる時に、その位置を見るのに線がひいてありますと、すぐわかるところです。今年度、それやってくださいや、各河川とも。

〔渡辺係長〕

小林委員がおっしゃる禁止区域について、起点となる堰やポイントの上流端、下流端のところに看板が、標柱が立ってしまして。

〔小林委員〕

標柱が堰の上にあるけれども、ちょうど境界線、看板が上がるところにありはしません。その堰から、上が8メートル、下が50メートルという形ならば、上の護岸にもマーカーを入れるべき。下の50メートルのところにも対岸にも両方にやりますと、護岸であれば。大体誰が見て回っても監視で回ってもそこがわかるでしょう。そういうふうにやっていただかないと、今度はそこで遊漁者と争いになるわけです。早急にやってください。

〔渡辺係長〕

去年、小林委員さんのほうから、ちょっと御指摘があつて、2カ所ほどですね。

〔小林委員〕

それ2カ所だけ。

〔渡辺係長〕

護岸にマーカーをした。

〔小林委員〕

一部はしてあるけれども、全体として出来ていない。言えばしていただく、言わなかったらせんようなことでは、これは意味ないわけですから。

〔渡辺係長〕

はい。わかりました。

〔小林委員〕

ひとつ前向きにお願いしたいと思います。

〔平野事務局長〕

もう1つ今小林委員のほうが言われた占有料の件ですけれども、県の調整規則に基づく禁止区域等のわかるようにというのは、これはもちろん県の責任においてやらないといけないところですが、漁業権行使規則に基づいて、漁協が独自に決められる取り決めについては、それは申しわけないです。

〔小林委員〕

そうですか。友釣り区域とか看板のところに、また、必ず占有料のことを先に言うんです。

[平野事務所長]

いや、それはそういうふうになっているので多分どうしようもないのかなど。

[渡辺係長]

県が見るわけに。

[小林委員]

不思議なのが、土木事務所ごとで、今度は占有料、違うのです。鳥取の土木事務所、八頭の、違いますよ。

[平野事務局長]

その辺、土木にも詳しい局長。

[小畑局長]

去年1回、それは見ましたよね。あそこの上に。あれもたしか、いるっていう判断でしたよね。橋の上にあったというお話がありましたよね。

[小林委員]

そうそう、橋の真ん中の出たところに、そのプレートを張ってもらったら、そこが友釣りの一応下流のところだと、上流はここだと。

[小畑局長]

それで、占有料が多分違うっていうことは、あれは条例で定められていますので、事務所で違うっていうことは、本来的には、それはないと。

[小林委員]

あります。調べてみなさい。

[小畑局長]

それはないと思いましたが、調べてみます。

[小林委員]

調べてみて。あるので。

[小畑局長]

あとは、減免の基準というのがありまして、去年もたしかそのお話が出たときに、八頭のほう

に、減免できないかという話をして、もう一度検討しますということで、何かそのままになっているような気がしますけれども。

〔小林委員〕

ですので、智頭の一部はやらしてもらっても、千代川流域、禁止エリアというのは結構あるわけですから、それ全体に、そのものをしていただける環境づくりを早急にやらしてもらわんと。

〔平野事務局長〕

県だけではなくて国の管理区域もあります。

〔小畑局長〕

県の管理区域は結構私も見ている、同じ県の中の話ですけど、線引かせてくれと言うと結構やってくれるのですが、その国の管理区間になると、やっぱりちょっと多分線引くぐらいのことですから、あんまりは言わないと思います。しかし、正直ちょっと国の管理下ってなると、引こうにも引く場所がないというのが正直なところですよ。

〔小林委員〕

私が言いたいのは、我々それぞれの漁協が、そうすると、国のエリアです、ここが管理地ですよと、これは県の管理地ですよと、ここは町ですよと。3機関になります。それなら漁協がいちいちそれぞれの行政区域に頭下げていかないとそれがやれないのか。あるいは国のほうでしたら、県の担当部署が、国のほうと行政間調整をやられて、それなりに対応していただくというのが、私は行政の基本だろうと思って見ておりますけれども。

〔小畑局長〕

もちろん調整はさせていただきます。例えば県の管理区間であれば、川幅も比較的狭くて、護岸とかが、こうやってつくってあるので、線を引くのも引きやすいっていうのは、引きやすいと思いますけれども、ただ、ここに来ているような、例えば、この今の潮止め堰堤ですか、ではここに護岸に線を引こうにも、護岸がないのですよね、そもそも。

〔小林委員〕

それは、ですから境界のところの。

〔小畑局長〕

例えば境界、そういう意味では、今は看板を立てて、ここからここっていうのを。

〔小林委員〕

そうそう。

〔小畑局長〕

それ、ここでまた護岸に線があれば引こうかと思うんですけど。

〔小林委員〕

ですから、それはケース・バイ・ケースで、護岸のあるところもあれば、ないところもあるわけですから、ケース・バイ・ケースで、それぞれの状況に応じての対応していただくというのが私は基本だと思っておりますけどな。

〔平野事務局長〕

まさに、状況に応じてということだと思います。どこでも、その同じような形で線を引くとかっていうのはできない。

〔小林委員〕

うん。一番よくわかるのは護岸にマーカー、ペンキのラインを引いてもらうというのが基本だと、一番よくわかると思いますけどな。それで、ちょうど境界のところには杭を立ててもらったら一番、禁漁区域に。

〔水谷委員〕

それはあると思います。天神川でも、看板2枚にそれぞれ書いてありますが、実際に私たちがメーターをはかってどうと見られるわけではないので、実際に遊漁の側ですけれども、頭の中ではここは入ってよい、入ったらいけんっていうのはわかっているけど、県外から来た人に見れば、そこまではやっぱり距離的な感覚は、生まれ育った場所でもないとわからないですよ。看板があっても、確かに今言われましたけど、こっちだって、葛で、全部葛まみれでね、見えなところ。ちゃんと草刈りとかそういう管理がしてあれば別ですが、そこまで手が届かないと、本当に竹やぶの中に隠れてしまう。本当にもう至るところ葛がはい回っていて、千代川にしても、天神川にしても、日野川にしてもそうですけれども、河川敷から見ると、本当きれいに草刈りをしてあっても、間なしにつるが上がってきますから、そういうつかまるものがあつたら、みんな伸びております。だから、これ見たときに、ここ、看板があつたはずだけど、どこだったかになって言って探さなきゃいけない状態になる。実際に私は、こういった内水面のほうをさせていただいていますので、むしろ秋とかに、あれ、ルアーなんかを振ったらいけん時期なのに、ルアーを振る人がおるわというのを見て、これ大丈夫なのかって漁協さんに聞くことを、うちがするぐらいなので、その上流端、下流端のきちとしたものがあれば、誰でも目につくと思うのですよ。そのことをおっしゃっているのです。とっても簡単に言って、そんな全部線を引いて、向こうまで引っ張れとかってわけじゃないのですよ。だって見えないのですから、看板があつても実際に。向こう岸の看板がどこにあるかなんていう。

〔小林委員〕

聞くには、以前に比べたら、アシなんかで高ただけね、あれが生えているものですから、看板自体がもうアシより低いものからです。

〔水谷委員〕

そうですね。

〔小林委員〕

そうそう。それもある程度、更新していただいて、見えるように支柱を上げていただくとか、そのあたりもひとつお願い申し上げたいなど、ほんに思います。

〔水谷委員〕

実際に、こういうふうに戻られる番に、ここにも、ちょっと書いてあったところに、禁止区域での採捕、主要堰堤での。この人なんか、一番高くは感じてないと思うところです。そういうことをされているの、本当に。その上流端から下流端をね、メジャーを持って動くわけにはいきませんから。だから、そういった方のためにも、きっちりとした、その上と下、わかるようなものも設置していただけたらというのものもあるものです。

〔平野事務局長〕

わかりました。実はさっきの説明で、県の中には漁業監督吏員というか、取締船のはやぶさというのがありますが、はやぶさの船員のほうに指示を出して、内水面の規則に基づく看板の設置状況というものを、あいているときに調査、昨年度は日野川の調査をしまして、どことこの看板がやっぱり壊れているとか、見にくいということで、それについては、新しいのにしていこうというふうな指示は出しています。千代川の調査を見てやったのか知らないですけども、小林委員のほうなり、水谷委員のほうからありましたので、その千代川のほうについても、やはり、県の規則については、ある程度県で責任を持って、見やすい形のものに、そういったマーカー等も含めて、そこは検討はさせていただきます。

さっきの漁協の規則に基づく看板のことについては、ちょっとそこはいろいろと、なかなかこちらのほうで、こうですというお約束ができないので、県の事務所であれば、減免規定等がどうなのかというところはありますけれども、基本的に、国なり町なりという中で、なかなか県がその全部の調整をというわけにもいかない。小林委員が言われたように、やっぱり、国のところには、設置者である漁協が行かないと、やっぱり話ができないというところは、そこは、そうはいってもあると思います。県がかわりに行けば、話ができるというものでもないで、そこはちょっと漁協さんとしては、御理解をいただいて、必要があれば、その河川工事事務所とかにも行っていただくということになるかと思います。

〔小谷会長〕

はい、どうぞ。

〔足立委員〕

今その看板の話ですが、今、若いというか、年寄りでも、みんな看板見て、どこにでも入る。ここでシジミを獲られませんかって書いてあると、ここ、シジミがいると。みんなそこで獲るだけ、反対に。禁止をすることで余計に獲る。そこは、シジミが獲れるのだから、遊漁で遊びに来とった連中まで入って行って、浅いところをパンツ一丁だけで、手で獲って持って帰る。ああ、きょうのおかずできたって、もう魚ってどうでもいい。シジミがいっぱいおるもので、下手に看板を立てられない。だから、うちはみんな抜いてしまった。

〔水谷委員〕

シジミの場合は、自分で泳いで逃げることはできないですもんね。

〔足立委員〕

無理です。

〔水谷委員〕

魚なら、泳いで逃げるのに、シジミは泳いで逃げるのはちょっと無理です。

〔川原委員〕

では、それは逆効果。

〔足立委員〕

だけ、下手に看板を立ててええものかどうかは、わかりません。

〔平野事務局長〕

ただ、特に海面なんかは、漁業権がありますが、川のほうもなんですけど、なかなか違反を繰り返して、この人はだめだという人は、やはり取り締まって、検察のほうに送致いたします。司法警察員として送致をするところですが、検察のほうで、それを罪に問うか問わないかの最大のポイントは、それが周知してあったかどうかということで、相手が知らないと、否認してしまったら、送致しても、今度、起訴することができないということで、やはり検察が起訴するためには、看板等があったのかどうかという、それが一番大事なポイントになってきますので、そのところは、さっき言ったように、やっぱり県、規則をつくっている以上は、そこはきちんとしていかなければいけないのかなと思いますので。

〔小谷会長〕

なるほどね。今の足立委員のおっしゃったことというのは、これは本当に、なるほど、やっぱり

りそうだがなあというところがありますもんね。

〔足立委員〕

みんなでジョレンを持って獲るものですよ。それで引っ張って、何か走り回るとる。それで見に行くとそれ、下に沈めて、足でくぐって、手で獲るぐらい良いだろうとか言って、最初は手で掘ってとるのです。だんだんエスカレートして行って、ちっちゃいジョレン買ってきて、目の小さいやつだから、こんな回りまわって獲るようになった。帰ったら、みんなもう、いないに売るなというわけにいかんし。かえって、看板を掲げたおかげで、こっちのほうが防除してやった。

〔小谷会長〕

なるほどね。いろんな角度から、考えんといけんこともあり、でもきっちりしとかんと、今、足立さんがおっしゃたように、そういう面もありますし、なかなか難しいところがありますけれども、とりあえずこの報告については。

〔平野事務局長〕

報告事項ですが、今の委員さんの方の意見をきちんと参考に対応させていただきますので。はい。ありがとうございました。

〔番原委員〕

すみません。

〔小谷会長〕

はい。どうぞ。

〔番原委員〕

指導員さんの業務の中に、維持管理行為として看板の確認みたいなものはないのですか。

〔渡辺係長〕

指導員さんからこの看板がないよとか、そういった指摘は受けてまいりまして、そういうところはなるべく早めに措置するように努めております。

〔番原委員〕

だったら、1日延ばして維持管理行為をしてもらえばいいのにと、ちょっと思ったりもして。

〔渡辺係長〕

維持管理です。

〔番原委員〕

それこそ、草が荒れているとかということであれば、そういうのを業務の中に入れてもらって、そういうのも、ちゃんと維持管理してもらおうようにすればいいんじゃないかなと思ったりもするんですけど。

〔渡辺係長〕

指導員さんから、ここはちょっと隠れているので、ということをしていただけましたら、私たちすぐ。

〔番原委員〕

職員さんが行かれるということですね。

〔渡辺係長〕

はい。職員が行って、目立つようにいたしますので。ちょっと私たちもどうしてもやっぱり現場になかなか出ないということがありますので、知らせていただければ、迅速に対応するようにいたします。

〔小林委員〕

それは、この指導員も大体1日走るのが、100キロ以上走っていますね。エリアもね、各市町村長が推薦することになっています、基本は。ところが、鳥取市の場合は、どうもかなわんで、漁協さんから選んでもらえないだろうかということで選びます。それから、八頭町と若桜のほうでは、そちらのほうで1人を選んでいただき、それで、鳥取市で4名、それから、智頭町で1名ということですから、智頭町の場合は、エリアの配分がございまして、智頭町の町長のほうからの要請ですけども、佐治、用瀬、このエリアまで、美成の橋の付近までを、智頭から選ばれた者が見て回っておるのが実態です。ですから、社の奥の江波の区域はそんな溪流で、もっと奥まで行きますし、それから、佐治は、栃原の奥まで行きます。それから、今度は鷹狩から今度は下板井原、あそこまで行きよるのは、杉森のあたりに行きますと、今度は、帰れんような状況が生まれます。だけえ、その溪流の橋まで、軽で行けるところまでは見ますけど、なかなか、それは1日ずっと回って、帰って昼休んだら、また次に出るとかというようなことで、かなり広いエリアを回って、大体、最低でも100キロを超えます。

〔小畑局長〕

今、番原委員言われたことは、考えていいと思います。もちろん、その指導員の方からですね、そういうことをやってもいいって御理解をいただけるのであれば、そのほうが効率的だと思うので、多少ここにお金をふやしてでもやっていただくのが。

〔番原委員〕

県職員が行って対応するよりも、1日そういう時間をつくってもらってやってもらったほうが。

〔小林委員〕

千代川の場合でしたら、各支部にね、禁止区域の実態を報告しなさいと。遡上のできない堰については全部調査してくれということで1回やりました、千代川漁協は。それで今お話があるように、指導員もさることながら、指導員も見ますけども、各支部に一応禁止エリアというものがございますから、そのものを全部チェックして禁止エリアの状況、実態を報告してくれと。写真を撮ったりして、一応現況写真等々をつけての報告をしていただく。これはできると思いますけど、ええ。ですから、それで今度はそのことをやりますと、今度、県自体が、県が今度はその調査の結果は、今度従事をしなければならぬ義務が生まれてきますので、今度すると。予算として今度はその看板の位置を直したり、上げたり下げたり全部その予算化をしないといけないことが生まれてきます。

〔小畑局長〕

その予算は今でも持っていますので、直したりとかにもついたり。

〔小林委員〕

なぜ直さない。

〔小畑局長〕

どうしてかって言ったら、そのまま予算じゃないので、年次計画なので。

〔小林委員〕

まあ年次計画でしょうけど。

〔番原委員〕

私が言っているのは、例えば看板が草まみれになって、見えんようなものがあるとおっしゃられていたので、その月4日勤務がしてあるので、5日、1日延ばして5日にしてもらえれば、4日は巡視の時間に当ててもらって、その間見て回って、手入れが必要なところがあれば5日目にそれを切ったり、検討したりっていうことができるのではないかという話であって。

〔小林委員〕

看板なんかを、アシでやった場合は、私は智頭の方ですから、智頭支部ですな。支部ではそのアシを見えないところの看板を刈って見えるようにしましょうということを毎年やるんです。

〔番原委員〕

なので、なかなかあそこが看板見えづらかったですよっていうのは県のほうに報告したとして

も、なかなか現場に行けないというのが現状だと思うので。

〔小林委員〕

それから、県の予算の関係がございましたので。

〔番原委員〕

予算っていうか、勤務状況とかね、やっぱり自分の私的なことで忙しかったりっていうこともあるので、現場に行ったときにそういうことができるようなことが業務の中に入っていれば、やってもらえたりするかなという。

〔小林委員〕

そのような状況で、今度理事会あるいはそれぞれの支部長には文書通達でもして、それなりに徹底を図ってもらったり、対応を考えておりますので。

〔小谷会長〕

いろいろな形でいい漁場管理をしていくということで、県には県しかやっぱりできないそういう部分がありますし、そのほかのところで協力をしながら管理できる部分は、できる協力は組み立てていくっていうのとあわせながら、いい漁場管理をしていきたいということでもとめたいと思います。よろしいですか。はい。どうぞ。

〔桐原委員〕

確認です。

〔小谷会長〕

はい、どうぞ。

〔桐原委員〕

前にも同じことお尋ねしたかもしれませんが、モクズガニの禁漁期間の具体的な日付、いつからいつまでっていうのをもう1回伺ってもよろしいでしょうか。

〔渡辺係長〕

8月1日から9月の26日だったと思います。

〔桐原委員〕

それは全部の県内の3大河川全て同じということでよろしいでしょうか。

〔渡辺係長〕

そうですね。3大水系は8月1日から9月の25日までは、かにかごは、モクズガニを採捕する場合に限って、かにかごはだめですよというふうに。

〔桐原委員〕

スッポンを捕りたいという方がいらっしゃったので、スッポンを獲りたいというふうな方はどうでしょう。

〔渡辺係長〕

でも、モクズガニが入ってしまいますよね、スッポンを獲るとかっていっても。そういうのはやっぱりだめっていうことになると思いますね。絶対入らないならいいですけど、モクズガニが。それはないと思います。

〔桐原委員〕

モクズガニではないけども、その可能性が払拭できない場合は、使用禁止。

〔渡辺係長〕

ちょっとそれはだめです。

〔桐原委員〕

設定は5月。

〔足立委員〕

えびかごだ。

〔小林委員〕

えびかごは。

〔足立委員〕

いや、だけど、かにかごと一緒ですからね。えびかごも。

〔小林委員〕

一緒です。

〔足立委員〕

手長エビとかも獲ります。えびかごで。そしたら、モクズガニも入るし。

〔小林委員〕

入る。

〔番原委員〕

モクズガニが目的じゃなくても使用自体が禁止なのですね、かにかご漁。

〔渡辺係長〕

かにかごを入れること自体ですね。

〔番原委員〕

川に。調査とかでもですか。

〔渡辺係長〕

調査の場合は、特別採捕許可への申請を出してもらうことになります。これは、漁業調整規則の中に、試験研究する場合とかは除外するっていう。

〔番原委員〕

それが両生類とかでも。その人間が食べるものではなくて、両生類とか。

〔渡辺係長〕

はい。そういう場合も。

〔桐原委員〕

外来種駆除も含めて、まだ県内では確認されていないワニガメとかカミツキガメとかを捕獲するためっていうような、そういう活動のときに、そのかごを使うっていうのも知事の申請が必要っていうことでよろしいでしょうか。

〔渡辺係長〕

必要になりますね。ただ、3大水系に限る、水系。

〔桐原委員〕

例えば、3大水系、支流の場合も入ります。

〔渡辺係長〕

支流ももちろん入ります。

〔番原委員〕

ですよ。

〔渡辺係長〕

ただ、この間スッポンか何かを獲るのに、カメを獲るのに、かにかごを入れさせてくれって、たしか水大が、千代川水系だったと思うのですけども。

〔平野事務局長〕

モクズカニと書いてあるのは、採捕する場合に限って、かごを入れてはならないとなっていますが、渡辺が言ったとおりで、実際に絶対にカニが入らないということが明確であればともかく、入る可能性があるのであれば、やってはいけないと。ただし、先ほどおっしゃったように、調査目的ということであれば、それは書類出してもらったら、簡単に特別採捕許可ということを出せますので、難しい話ではないです。そこはちょっと手続に取り組んでいただいて、誤解がないように、その期間っていう、禁止期間については。

〔桐原委員〕

ここの水系について、9月1日から9月25日というのは、毎年変わらないのですか。

〔渡辺係長〕

はい。これは変わらないです。

〔平野事務局長〕

規則です。

〔渡辺係長〕

規則で使っているものです。

〔桐原委員〕

わかりました。

〔番原委員〕

これって、どこに出せばいいんですか。

〔渡辺係長〕

これは水産課の漁業調整担当にお願いします。

〔番原委員〕

これって、8月の1日からなので、前日にかごを仕掛けて、1日に引き上げるっていうことだったらセーフ。

〔渡辺係長〕

だめです。引っかかっています。

〔水谷委員〕

午前0時回ったら1日に入っちゃう。

〔小林委員〕

1日に入ったらいけん。

〔水谷委員〕

彼らはどちらかというと夜中動きますから。わかりますか。

〔番原委員〕

そうですね。申請させてもらう。

〔水谷委員〕

前日に引き上げるっていうなら要らないかもしれませんが。

〔番原委員〕

オオサンショウウオの観察会があって、かにかごはかごを沈めて引き上げるっていうことをするところです。オオサンショウウオの観察官の人が調査として沈める。

〔小林委員〕

そうそう。

〔平野事務局長〕

以前、中山のほうから、オオサンショウウオの調査をしたいのですが、かごをつけてもいいかという相談がありました。

〔番原委員〕

それは3系じゃないからですよ。日野川水系ですよ。家庭の池はいいけどというふうに聞きました。聞いておいてよかった。はい。

〔小谷会長〕

よろしいですか。どんな話かなと思ったら。

〔桐原委員〕

一番水遊びのイベントが集中する時期なので、オオサンショウウオの活動時期にも重なりますから、こちらも法勝寺川水系で調査が入っていて、捕獲許可をもらったときには法勝寺川に戻す活動とかもしています。

〔水谷委員〕

これであとは、問題じゃないですね。

〔小谷会長〕

はい。いろいろ出していただきましてありがとうございました。

5 その他

（１）天然遡上あゆ減少要因調査について（報告事項）について、栽培漁業センターから資料に基づき説明が行われた。

〔小谷会長〕

ありがとうございました。何か皆さんから御質問なりございませんでしょうか。

〔桐原委員〕

議長、すみません。

〔小谷会長〕

はい、どうぞ。

〔桐原委員〕

ちょっと私もアユとかカタクチイワシの生態そのものの情報ってあまり持ってないんですけど、この餌となるカイアシ類、カタクチイワシのアユの、いわゆる南方系の生き物なのか北方系の生き物なのかというふうに分けられるときに、どっち側に入れて区分されるものかというのは、もし情報ありましたら教えていただけたらありがたいなというのと、あと、海水温との関係の何かリンクとか相関みたいなのを拾っていらっしゃったら、そちらもちょっとあわせてお聞かせいただきたいと思います。

〔福井室長〕

アユですけど、生息域が北海道の南部から南側、あとは台湾、台湾は絶滅したので、台湾までいます。ということで、どちらかというと南方系かなというところですか。カタクチについてはちょっと私、そこまでは。

〔野々村研究員〕

カタクチイワシについても南方系というか温暖性というか、割と温かい水温を好む。それに対してマイワシっていう魚もいるのですが、それについては冷水性になります。それに比べると、やっぱりカタクチイワシっていうのは、温かい水を好む魚になります。

〔桐原委員〕

カイアシ類に関しては、全般にもうとか、地球の半分だとか、全域で分布しているとか、そういうふうな捉え方でよろしいでしょうか。

〔野々村研究員〕

そうですね、カイアシ類については全世界の海に住んでいますし、こういう甲殻類の中で最も生息範囲が広くて、例えば地下水の中に生息している等、どこでもいる甲殻類の種類になります。

〔桐原委員〕

ありがとうございます。

〔福井室長〕

あと、海水温についてですけど、実は相関ではなくて、センターがとっている海水の温度ですけど、10度を下回った日数が多い年が極端な不漁です。1日か2日、その程度だったらいいのですが、それがちょっと続くと、ちょっと不漁になっておりまして、これは26年が、ちょうどその年になったものです。

〔桐原委員〕

ありがとうございます。漁業をやっている方からお話伺ったことがありまして、山陰っていうのは、南の海産物と北の海産物がちょうど合わさるところに重なっていて、どうもその辺のバランスが、南の生き物が最近よく揚がってきているような感じがするなっていうふうな印象を指針として聞いたことがあるのですが、そういうふうな海の生き物たちの、あるいは陸のほうで南方系の植物がこっちはどんどん北上していることに相まって、海のほうでもそういうふうなのが起きて何かバランスとかが影響が出ているのかなっていうふうな個人的に感じた次第ですが。

〔平野事務局長〕

内水面とは関係ありませんが個人的に感じたこととして、お話をさせていただくと、海流の流れで寒流と暖流とがぶつかり合うという意味で、南方系、それから北方のほうの魚というのが確かにいますし、一方それは表面的なことであって、海底のほうでは、冷水塊という、結構冷たい水がこの鳥取県沖のほうには、北のほうから張り出しています。それで、実は地球温暖化とかいながら、南方系の、例えばブリですとか、サワラといったような南のほうで実際にふえてきている魚もあるんですけども、実は底のほうでいくと、今まで昔はあまり獲れてなかったマダラ

とかタラ類ですとか、ニシンとか、それから名前が出てこない、といったような北海道で昔獲れていたような魚が、結構最近では底曳きでは、北のほうからも獲れていると、そういう現象も出ておまして、なかなか海の中っていうのは表面だけではなくて、中層あるいは海底になってくるとまた違う動きがあるというふうな、すみません、内水面とは関係のないことで。

〔川原委員〕

複合的に絡むようですが、日本海はそういうので特徴があるそうですね、海底の水温と表面水がちょっと違うっていうふうな。

〔水谷委員〕

全体的には、どちらかというところある程度深部は低いもの。特に冬期は低くはなりますが、海底の水温。ただ、実際に冬期、秋の終わりごろから、隠岐島のちょっと沖ぐらいに行くと、表面で、上のほうで青物が釣れないので、深いところに入れてみるとマダラが揚がるというのはここ数年前から実際に揚がってきておられますので、今おっしゃったその上と下の海水温、温度の違いでどうしても冷たいものって下に行きますよね。それが湧昇流で上がって回ればいいんですよ。それがちょっと滞っている点があります。なので、こことこの差がすごくはっきり出ちゃって、ただ、ある程度中層のところまでは実際には海水温は上がっています。表面から10メートル、20メートル、30メートルはかかっていって、実際にトータル、平均で見ると中層面の辺まで100メートルくらいまでは海水面もちょっと上昇している。日本海の場合、本来形成された地形上、大変緩やかですが谷になっておられますので、それに沿ってうまく動けばいいですけども、それも今、海流の関係でちょっと滞っているの、かき混ぜられてない状態ということが1つあって、どうしても上下の変動が激しすぎるっていうのは1つ出てきたっていうのを去年ちょっとあるテレビの番組ですが、漁協さんの方が使用されているのを思い出しました。

〔桐原委員〕

アユの稚魚自体はやっぱり表層のほうにいる生き物とっていいのでしょうか。

〔水谷委員〕

アユの稚魚はどちらかというところ沿岸のほうで成長しますので。

〔桐原委員〕

沖まで行かなくても。

〔水谷委員〕

沖ではないです。割と近海の海域ですね。

〔福井室長〕

沿岸って本当、破波帯です。波打ち際か。

〔水谷委員〕

目の前を泳いでいるかもしれません。

〔小林委員〕

よろしいかな、ちょっと話変わるけど。ちょっと今説明ずっと聞いてったわけですけどね、日野川の遡上量ということで説明ございましたわな。全国的に遡上が悪い。まあ、まあ、聞いてくださいね。そうすると、カタクチイワシが全国的にそのものによって遡上が悪いのか、そのところを各県の状況はどうなのか、そのあたりも踏まえた中で、これ一例で表がございましたけどな、そのあたりはどうでございます。

〔福井室長〕

はい。27年ですけれど、日本海側が総じて悪かったということで、島根県が悪かったみたいで、そういう県があります。富山県がこのカタクチのことを最初に言い出された県ですが、その富山県はその12月とか1月の段階で、27年の遡上が悪いということも、早いうちに何かつかんでいたということ言っておられまして、それがカタクチだっていうことで、鳥取県も富山県もカタクチが多かったのは間違いのないみたいですので、もしかしたら、ちょっと、多かった可能性があるのではないのかなというふうに。この、その中間の県まではカタクチのデータの検証まではちょっとまだできていないんですけれども。

〔水谷委員〕

富山の場合は、たしか湾内はかなりの深度があるので、水温が低くなりますよね、湧昇流の関係で、冬期が。たしか、氷見なんかのブリも、27年度は漁が悪かったのですよね、水温が高くて。結局カタクチイワシは南方系ですので、冬期にそこまで、大抵そんなに来ないはずなので、量的には。それがやっぱり多かったってことは水温。

〔小林委員〕

富山湾というのは遠浅じゃないだ。

〔小林委員〕

そういうところでカタクチイワシといわれると、何か、そういうところの矛盾点が出るのでちょっとお聞きしたい。

〔水谷委員〕

結局は、それも深度によるというか。

〔福井室長〕

あと、地形によって、富山湾と普通の海岸ではアユの生態が違っているみたいで、普通、アユの流下仔魚ってというのは、表面近くを流されて、海に下ります。それで、1週間程度したら、海の底に着地して、砕波帯、波打ち際に来るのですが、富山湾の場合は深いので、底に着かなくても、途中で表層をたどって、波打ち際に来るというふうな報告があるみたいで。

〔小林委員〕

この調査をずっとやっていただいた中で、ある程度のこの根拠がきちっとこれだということがわかれば、対策ができるのですが。

〔水谷委員〕

ちなみに、ことしどうですか、遡上は。

〔小林委員〕

ことしは去年よりも若干姿が見えるようですけどな、3年ほど前ほどは見えません。

〔水谷委員〕

やはり、飛び上がっているものは、目にすることはなかなか難しいですか。

〔小林委員〕

難しいです。それで、千代川の場合一応、産卵場でふ化したものが出て、帰ってくるので、昨年から親アユを採捕して、それを採卵して、ふ化して、育成をして、それで、27年度、26年度に採捕したのが約20万匹。それから、ことしは約五、六十万尾ほど産んでしたな。

〔福井室長〕

ちょっとごめんなさい。

〔小林委員〕

60万匹ほどで、それで、栽培漁業協会のほうにお願いをして、ふ化したものを採捕しましたが、今度は水槽がちょっと少ないもので、これを高梁川の水槽に移しまして、それで、あそこの栽培漁業協会と、高梁川のと、両方で育成をして、この間も見に行っただんですけど、かなり大きくなっているというふうに見て帰りましたけどな。それで、今ぼつぼつ放流をやっておるのが実態でございますので、それによって、今度は回遊性、帰ってくるほうが少なくなったという感じがしますが、そのあたりはどうでございます。採捕したがために、翌年の遡上が悪いとか。

〔福井室長〕

ちょっと、きちんとしたデータがないのですけれども、全体の親の中で採捕した数は多分、そ

んなにない。

〔小林委員〕

微々たるものです。あれはね、1つのアユでも2万個ぐらい卵があるものだけな、見事に多い。それで、20匹も獲っていったら、40万匹ぐらいできる。ところがね、不思議なのが、採捕してみると、オスが大半。1割もおらんの、メスが。これが不思議ですよ。

〔福井室長〕

多分それは場所だと思います。

〔小林委員〕

だけど、採卵、あそこも例の産卵場は、あの源太橋からな、因幡大橋の沖になります。そこも全部あなたたちがたくさん獲るからではありませんか。

〔福井室長〕

ちょっと一般的な説で、オスが瀬で産卵もできるも、準備ができて、それを待っているのですが、メスはその瀬の上下の淵というか、とろ場で、それで成熟するまで待って、それで成熟したら瀬に行って産卵するというふうには。

〔小林委員〕

採捕してもね、成熟していないものはまたリリースしないといけませんから、成熟したものだけでないと使えませんのでね、そのことはありますよ。

〔小谷会長〕

はい。いろいろと、原因というか、そういうものがある程度解明されて、それが即、遡上向上につながるような対策を立てるかといったら、なかなかのことだろうなという具合に思いますけれども、ここにも書いてありますが、産卵場というかね、産卵時期の禁止期間を変えるとか、いろいろな対策をとることができるということはあるでしょうし、永遠の課題ですからね、これはね。福井さん、解決してくださる。

〔小林委員〕

ですから、あれですよ、9月の26日からは11月の再解禁も一切千代川はやっていませんのでね、再遡上の問題もございますのでね。

〔福井室長〕

はい。

〔小林委員〕

それで、なおかつ、遡上しないというところに問題があるもので。

〔福井室長〕

ちょっとそれは年により、いろんな要因がありますので、されていることは本当にいいことだと思いますので、ちょっと長い目で。

〔小谷会長〕

はい。そのほかによろしいですか。

〔小林委員〕

はい。

〔小谷会長〕

はい。大変ありがとうございました。一応、用意されている議題、報告等も行われているところですが、特にということで、ございますか。事務局のほうからないですか、このほかに。特にいいですか。

会長の挨拶をもって、第265回委員会は閉会した。

この議事録の真実を期するため、議長及び議事録署名人をして記名、押印させる。

平成28年5月17日

議長 会長

署名委員

署名委員